

平成23年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成23年12月26日（月）午後3時

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出 席 委 員

1番	大野木	奥	治	2番	茅	野	理
3番	根	本	勇	4番	田	口	重幸
5番	森		正昭	6番	印	南	宏
7番	三	須	清一	8番	甲	斐	俊光
9番	斉	藤	隆	10番	染	谷	智一郎
12番	阿	曾	敏夫	13番	渡	辺	陽一郎
14番	渡	邊	光雄	15番	増	田	忠夫
17番	須	藤	喜一郎	18番	小	池	良雄
19番	高	田	勝禧				

4. 欠 席 委 員

11番 新堀政夫

5. 出席事務局職員

局 長	海老原	美 宣
次 長	飯 塚	豊
次長補佐	大 野	祐 信
農地係長	花 嶋	孝 雄

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

- 議案第 4 号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について
議案第 5 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 4 号 生産緑地のあっせんについて
報告第 5 号 農用地利用集積計画について
報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議長 それでは、年末も押し迫り、また寒さも一段と厳しい中、委員さん方には出席ご苦労さまです。

それでは、ただいまより平成23年第12回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たり申し上げます。

我孫子市議会において、新たな農業委員として3名の委員が推薦され、12月26日に我孫子市長から任命書が交付されました。

本日まで出席いただいておりますので、ご紹介申し上げます。なお、お名前をお呼びいたしますので、一言ずつごあいさつをお願いいたします。

それでは、紹介いたします。

初めに、茅野理委員、よろしくお願いいたします。

茅野 理委員 皆さん、こんにちは。茅野理と申します。私はもともと中峠でありましたけれども、結婚を機に、今は柴崎台に住んでおります。ふなれな点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、印南宏委員、よろしくお願いいたします。

印南 宏委員 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました議会推薦の印南宏です。農業委員会の委員名簿では席順ナンバー6ということで、布佐平和台7丁目に今住んでおります。過去何度か農業委員を経験させていただきました。引き続き今この農業行政について、農業委員会で活動できることをうれしく思っています。どうぞよろしくご指導のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

続いて、甲斐俊光委員、よろしくお願いいたします。

甲斐俊光委員 ご紹介いただきました議会選出の甲斐俊光でございます。私は柴崎台3丁目に住んでおります。諸先輩方にはいろいろと農業についてご指導をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。今後新たな委員の皆様が農業委員会の業務を推進するに当たり、積極的な活動をお願いするとともに、率直なご意見をご期待申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に出席委員を確認します。

本日の出席委員は17名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

13番、渡辺陽一郎委員、お願いします。

14番、渡邊光雄委員、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案の審査をいたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、提案させていただきました議案につきまして説明させていただきます。

本日の議案案件は、議案第1号から第5号まででございます。

議案第1号は、「農地法第3条の規定による許可申請について」1件でございます。

議案第2号は、「農地法第5条の規定による許可申請について」4件でございます。

議案第3号は、「農用地利用集積計画（案）の決定について」3件でございます。

さらに、議案第4号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」1件でございます。

最後になりますが、議案第5号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」4件でございます。

今回の議案上程については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 当局からの議案説明については以上で終わりました。

それでは、議案第1号から第4号まで、第2部会での審議結果について渡辺部会長から報告をお願いします。

議案第5号については、現地確認委員さんよりそれぞれ報告をお願いします。

渡辺陽一郎部会長（第2部会） こんにちは。暮れの忙しい中、ご出席お疲れさまです。

それでは、去る12月21日に行われました部会の審議結果を報告したいと思います。座らせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、議案第1号から4号までについて、部会での審議結果について報告します。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。議案書は1ページ、議案資料は1ページから4ページになります。

申請地は、岡発戸新田字五本松地先の田、申請面積は2,231㎡を売買により取得するも

のです。

売買価格は議案資料1ページのとおり、平米単価は約900円でございます。

譲受人は、市内在住の農家で、世帯構成は2人家族で、2人が従事者でございます。現在、自作地7,171㎡の農地を耕作しており、申請地を含め、引き続き耕作を続けていく意欲があると認められました。

申請地を確認し、内容を審議したところ、下限面積を含め、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、第2部会では全員一致をもって許可相当であると判断いたしました。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

整理番号4件とも農地を効率的に活用するための農地造成で、一時転用するものです。権利の移動はありません。

整理番号1、議案書は2ページ、議案資料は5ページから8ページになります。

申請地は、岡発戸新田字滝下地先の畑4筆で、申請面積は1,048.3㎡でございます。申請地は、道路面から低い農地であるため、雨の日など雨水が流入し、耕作にも苦勞しているため、平均で1.2mほどのかさ上げるものです。

他法令の関係では、市の埋め立て条例が該当し、手賀沼課に申請しています。また、土砂の安全性については、土砂の発生元の証明及び地質分析結果証明書で確認しております。

続きまして、整理番号2から4、議案書が2ページ、3ページ、議案資料が9ページから15ページになります。

申請地は、布施字本願寺地先の畑6筆で、申請面積は1,355㎡でございます。今回は山林を伐採し、建設発生土で埋め立て盛り土し、地盤面を高くする造成工事を行うものです。申請地の農地部分については、平成21年第9回総会で許可相当となったのり面部分を埋め立てし、農地の有効利用を図るものです。

他法令の関係では、県の残土条例が該当し、東葛飾地域振興事務所に申請しております。

また、土砂の安全性につきましては、土砂の発生元証明書および地質分析結果証明書で確認しております。土砂の搬入につきましては、搬入路は利根川河川敷方向から行い、搬入車両4t車を使用し、地元住民には迷惑がかからないように施工する計画になっております。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第2部会では全員一致をもって許可相当であると判断いたしました。

続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」ご報告いたします。議案書4ページ、5ページ、議案資料は16ページから17ページになります。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に

対し、農用地利用集積計画（案）の適否についての判断を求められています。

申請の権利内容は、新規設定が1件、申請地が都部字堂下地先の田、申請面積は1,297㎡でございます。また、再設定が2件、申請地が相島地先ほか5筆、申請面積は1万744㎡でございます。

賃借料は、整理番号1と3が10a当たり玄米90kg、整理番号2が10a当たり政府米の売り渡し価格です。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よって、第2部会では全員一致をもって決定相当であると判断いたしました。

続きまして、第4号「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」ご報告いたします。議案書6ページ、資料は18ページになります。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の定めるところにより、農地を取得した場合など、税制上の軽減措置を受けるために名簿登録が必要となるものです。よって、第2部会では全員一致をもって承認相当という判断をいたしました。

以上、第2部会で審議した結果の報告を終わらせていただきます。よろしくご審議ください。

議長 以上、議案第1号から議案第4号までについて、部会長から報告がありました。

ただいまの議案案件に対する質疑を一括して認めます。ご意見ある委員は挙手をお願いします。ございませんか。ありましたら、質問をお願いします。どうぞ。

(なし)

それでは、意見がないものと認めます。部会長は自席にお戻りください。

続いて、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」報告を求めます。

渡辺陽一郎委員、田口重幸委員、渡邊光雄委員、順次現地確認の報告をお願いいたします。

渡辺陽一郎委員 それでは、報告いたします。

「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」報告いたします。

議案書7ページ、議案資料19ページから21ページ、整理番号1について、平成23年12月5日、地主及び事務局職員と一緒に、中峠字下宅地裏地先の畑1,014㎡ほか10筆、現地確認を行いました。利用状況については、みずから所有し、みずから農地として使用している状況でありました。報告します。

議長 それでは、田口委員、よろしくお願いいたします。

田口重幸委員 それでは、報告いたします。

「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」ご報告いたします。

議案書は7ページ、議案資料は22ページから25ページ、整理番号2と3について、平成23年12月5日、事務局職員と一緒に新木字根株地先の田1,867㎡ほか9筆、現地確認を行いました。利用状況については、みずから所有し、みずから農地として使用している状況でありました。

以上で報告を終わります。

議長 続いて、渡邊光雄委員、お願いします。

渡邊光雄委員 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」ご報告申し上げます。

議案書7ページ、議案資料26ページから33ページ、整理番号4号についてです。平成23年12月7日、地主及び事務局職員と一緒に岡発戸新田字五本松地先の田1,966㎡ほか36筆について現地確認を行いました。利用状況については、みずから所有し、みずから農地として使用している状況と報告されます。

以上であります。

議長 議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」地区担当委員よりそれぞれ報告をいただきました。各委員、ご苦労さまでした。

ただいまの議案案件に対する質疑を認めます。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 内容については問題にするところはないですが、議案資料の6ページと議案資料の20、ここにあっせん譲受等候補者名簿というところに経営形態で②で水稲と書いてあるのと野菜と、こちらでは、資料のほうでは蔬菜ということと米作、この違いというか、これは統一性がないものですか。

議長 6ページですか。

阿曾敏夫委員 6ページのあっせん譲受等候補者名簿という、経営概況の中に経営形態②

に水稲と書いてあるのと、片やこちらでは米作と書いてある、片方は野菜、片方は蔬菜という。同じ意味のものを2つ並べる、統一性がないものですか。

議長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長 それでは、再開します。

事務局、説明願います。

事務局 申しわけございません。確かに議案4号では水稲、野菜という表現をしておいて、次の議案資料の19、20、21ページでは蔬菜栽培、それと米作という形になっております。この辺は統一させていただきたいと思っております。どうもご指摘ありがとうございます。

議長 いいですか。そのほか何かございますか。

(なし)

質疑がないと思っております。それでは、議案第1号から順次採決いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決します。

許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決します。

許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

なお、原案どおり許可相当となりました議案第2号は、千葉県農業会議へ諮問いたします。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」採決します。

決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり決定することといたしました。

議案第4号「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」採決します。

登録することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり承認することにいたしました。

議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」は、それぞれ地区担当委員より利用状況の報告がありました。議案内容のとおり報告することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は原案どおり証明することにいたしました。

以上で議案の審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第1号から6号までについてご報告させていただきます。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、議案書8ページ、9ページの5件です。転用目的につきましては、駐車場が1件、共同住宅が2件、一般個人住宅が2件の届け出です。

続きまして、報告第2号、議案書は10ページになります。「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」でございます。転用目的については、一般個人住宅が2件、共同住宅が1件、敷地拡張が1件の届け出になります。

以上、転用届出につきましては、我孫子市農業委員会事務局処務規定第7条の規定に基づき、書類を受理いたしましたので報告するものです。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書11ページになります。こちらは農地法施行規則68条第1項の規定による解約通知があったものです。

内容につきましては、平成22年12月に農用地利用集積計画の賃借権を設定しましたが、双方合意のもと、平成23年11月27日に解約したものです。

続きまして、次のページになります。議案第4号「生産緑地のあっせんについて」でございます。こちらは市長より23年11月28日付で生産緑地のあっせんを求められています。委員の皆様のお近くに生産緑地を取得したい方がいらっしゃいましたら、1月25日水曜までに事務局に連絡していただければと思っております。

続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、議案書13ページの1件でございます。こちらは平成23年11月1日づけで農業経営基盤強化促進法による売買が決定されたことを、我孫子市農政課より通知がありましたので、報告させていただくものです。

続きまして、報告第6号「農地法5条の規定による許可について」は、議案書14ページの1件でございます。こちらは平成23年11月28日付で千葉県農業会議に諮問し、12月14日

付で農業会議より決定通知がありました。我孫子市農業委員会会長専決規定第3条の規定に基づき報告するものでございます。

以上でございます。

議長 ただいま事務局より報告がありました。ただいまの報告に対してご意見がありましたらお願いします。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 報告第6号について質問します。

この案件は、先月私たち部会で審議したときの議案書には、議案第2号の1の1という形で1975の1がなって、この表示の仕方は逆になっているような書き方ですが、これが変わった意味はどうなんですか。先月の総会で出された議案書と、今回報告の表示されているこれは違っているけれども。

議長 事務局、説明願います。

事務局 ただいまの阿曾委員のご質問に対してご説明させていただきます。

たしかうちのほうの議案書を出したときは、地番順に1975の1というのを先に持ってきました。その後に1976という形になっていたと思います。これは議案書作成上のご都合で申しわけございませんけれども、この2筆という表現をさせていただきまして、順番はちょっと変わっていますけれども、これでご理解いただければと思います。

阿曾敏夫委員 1976が今回は許可相当という形で、先月の部会で審議したのは違うやつだよ。これ見るとね。だから、1975の1が先月の部会でも許可相当、それで総会でも許可相当という形で決議してありますよね。それが今回の報告では1976番が許可相当という形で書かれているから、違っているんじゃないかということ。

議長 事務局、願います。

事務局 お答えします。

先月のお出ししたときもこの2筆でございます。

阿曾敏夫委員 いや、2筆より、先月の議案書で私たち部会では1975の1を審議しているわけですよ。今度の報告では1976番が許可相当という形で議案にとじられていますから

ね。

議長 事務局。

事務局 お答えします。すみません、ご質問に対してかみ合わなくて申しわけございません。

先月もこの2筆で我孫子市農業委員会といたしましては許可相当と判断をいただいて、会長専決事項で農業会議の意見を聞くということで、千葉県農業会議に確認して審議してもらいました。そうしたら、この2筆を許可相当という回答をいただいたものです。1筆じゃございません。この2筆とも許可相当ですよという回答でいただいているので、この2筆を表現させていただいています。

ただ、最初阿曾委員が、これ順番違うんじゃないですかというご指摘かと思ひまして、この順番申しわけございませんということで説明を申し上げましたけれども、2筆とも千葉県農業会議では許可相当ですよという回答でございます。よろしいでしょうか。

阿曾敏夫委員 それだったら、1975で地番の若いのを上にしてやればこういう疑問がわからないんだけど、何でここでこういうふうに変えちゃったのかなという疑問を私は持ったもので。

それともう一点、許可相当という形は、相当という意見でしょう、まだ相当では。相当という形は意見として、農業会議の意見でしょう。ちょっと休憩してください。

議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは、会議に入ります。

(発言あり) 今のやつですけれども、そうなってくると上の文章も千葉県農業会議より決定の通知があったので報告しますという表現になっていますね。だから上の表現合わせないと。

(発言あり) 許可相当ということで、意見だからね。

(発言あり) では、今後そのようにお願いします。

議長 それでは、そのほか何か質問ありますか。ございませんか。なければ、以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは、委員の方から何か発言ございますか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 先日来問題になっていまして、調整委員を仰せつかりました三喜商事との途中経過を報告いたします。

調整業務の2番目の調整基準の整理のところ、まず三喜商事のほうの信頼性が農業委員会にないからという話で、きちんとした信頼に足るだけの書類を出してもらおうということで、今現在はそれに関する事で、以前借用していた農地の地権者と、それから雇用関係にあった人たちとの関係がきちんと改善されているかどうかの確認の書類を提出するようにと。本来は調整業務としてそういうことはないんでしょうけれども、以前の三喜商事との問題がありましたので、農業委員会のほうの信頼性に足るだけの書類を出してほしいと。その先に調整業務に入ろうということで、そこまでを現在やっております。

議長 いいですか。じゃ、事務局、何かございましたら。

事務局 私のほうから2点ほど報告とご説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、きょう皆様のテーブルに配付させていただきました24年度我孫子市農業施策に関する建議について、ちょっと厚いA4判のとじてある資料でございます。建議ということで、23年11月25日、役員会を開催させていただきました。その中で建議というのは何ですかということになりますと、4行目ぐらいに建議とはと書いてございます。農業施策に関し、市や県に対し意見を述べることと、農業委員会のお役目の中に第6条第3項に建議をすることができるということになっております。そのため、役員会でちょっと話し合いをもちまして、農業委員会の体制の整備についてと、原子力発電所事故に伴う被害への対応、耕作放棄地対策の推進について、候補を絞っていました。

さらに、きょう皆様にこの資料を配付させていただきまして、皆様からご意見をいただいて、さらに固めていきたい、まとめ上げていきたいというものでございます。

ちなみに、後ろにも流山市、柏市、千葉市等々の建議資料を添付させていただいております。流山の場合は19項目を23年11月に流山市長に建議書を提出と。柏市さんの場合は、23年はまだちょっとデータが載ってなかったんですけども、昨年、22年10月に30項目を提出。千葉市さんの場合は23年10月に4項目を提出されているという状況でございます。

1枚めくっていただきまして、皆様からもしこういうものを市長部局に意見申したらどうですかというものがございましたら、1、2、3と枠にこだわらず、何件でも結構です

ので、ございましたら事務局までご提出いただければありがたいと思います。申しわけございませんが、1月16日、提出期限を決めさせていただいて、電話でも、また用紙を記入しましたのでということでしたら、うちのほうからいただきに上がってもいいと考えております。期限を1月16日にさせていただければありがたいと思います。

その次の日がちょうど役員会で審議させていただきたいと思っております。第1部会、第3部会の部会長、副部会長さん、それから違反転用部会の部会長さん、副部会長さんにもご出席いただいて開催したいと思っております。そこでまとめたものを来年1月25日開催になります総会で議案として上程させていただきたいというふうに考えております。皆様の承認、また皆様の総意で決まった内容を市長へ提出というのが2月上旬を考えております。さらにホームページ掲載というものでございます。

この件1件と、あと毎月報告の形になってしまいますけれども、根戸ホリジリ地先農地造成につきましては、業者さんのほうに連絡してもまた先月と同じ留守電という形でございます。引き続き何とか取り下げとか、事業続行とか、どういう方向になるか、根気よく連絡をとり続けていきます。以上、2点でございます。

あと、大野のほうからもちょっとご説明あります。

事務局 お手元の委員名簿ですが、議会推薦3名の方の交代により記載のとおりとなりました。また、部会の編成表につきましても、6月に辞職した増田利夫さんの欠員により記載のとおりとなります。

それと、本日の忘年会につきましてはタクシーで会場へ向かいますので、5時になりましたら正面玄関のほうへ移動をお願いいたします。

以上です。

議長 そのほか何かございますか。ありましたら。

(なし)

なければ、これにて閉会とさせていただきます。長時間にわたりご苦勞さまでした。

以上の会議録は我孫子市農業委員会会議規則第26条の規定により議長が調製したものであるが、会議の次第に相違がないので同条第2項の規定により署名する。

議 長

署名人

署名人